

健康管理について

- 1 感染拡大防止のため、休業期間中においては、人の集まる場所、特に次の「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に避け、できるだけ自宅で過ごしてください。
 - (1) 換気の悪い密室空間である
 - (2) 多くの人が密集している
 - (3) 近距離での会話や発生が行われる

- 2 咳エチケットや手洗い等の感染対策を行ってください。

- 3 免疫力を高めるために、十分な睡眠、適度な運動、バランスの良い食事を心がけてください。

- 4 毎朝、ご家庭で児童生徒の健康観察を行い、学校から配布される健康観察票へ記載してください。また、健康観察票は、登校日や学校再開時に児童生徒に持参させてください。

- 3 児童生徒に次のいずれかの症状がある場合は、保護者から「帰国者・接触者相談センター（小田原保健福祉事務所保健予防課☎32-8000）」に相談のうえ、学校へも連絡してください。
 - (1) 風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続いている。
 - (2) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

問い合わせ先：学校安全課 保健係 連絡先 0465-33-1691